

## 感染症について 〈保健センター〉

学校保健安全法および学校保健安全法施行規則に定める下記の感染症にかかった場合、または疑いのある場合には、登校せず速やかに近隣の主治医または医療機関で診察を受けてください。  
 ⇒その結果、感染症と診断された場合は、直ちに保健センター(048-946-1944)に電話連絡をしてください。  
 詳細はHPをご覧ください。

### 学校保健安全法施行規則第18条に規定される感染症

第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律) COVID-19(新型コロナウイルス)
第2種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹(三日はしか)、水痘(水ぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 <b>その他の感染症</b> ⇒ 感染性胃腸炎(ノロウイルス等による)・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎等

### 自分でできる感染予防

- ① 予防接種が推奨されている病気(麻疹・風疹・流行性耳下腺炎など)でまだかかったことがなく予防接種を受けていないものがある場合は保護者・医療機関と相談の上、予防措置をとる
- ② 咳が続く時や体調不良、発熱時(37.5度以上)には、早めに医療機関を受診する
- ③ うがい・手洗いの習慣を身につける
- ④ 規則正しい生活をする
- ⑤ 十分な睡眠時間と栄養バランスのよい食事を心がける
- ⑥ 流行時期は、人ごみを避ける
- ⑦ 咳が出ている時はマスクを着用する

## 覚えておこう！ AED(自動体外式除細動器)の設置場所

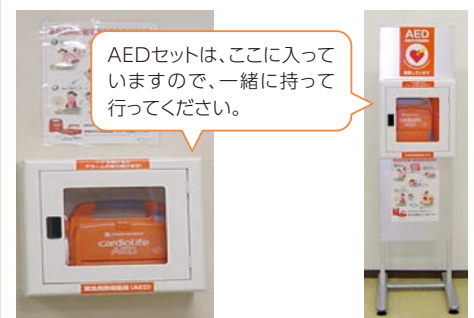
AED(自動体外式除細動器)とは、心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態(心室細動)になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器です。2004年7月より医療従事者ではない一般市民でも使用できるようになりました。本学では、学内の22ヶ所に設置しています。いざという時にどこのAEDが一番近いか判断できるように設置場所をしっかりと覚えておきましょう。

### 設置場所

- ・東棟 1階西エレベーター前
- ・東棟 2階東エレベーター前
- ・西棟 1階防災センター前壁面
- ・西棟 3階312教室前壁面
- ・4棟 1階男子トイレ側壁面
- ・6棟 1階エレベーター前
- ・天野貞祐記念館 1階正面入口付近
- ・天野貞祐記念館 3階エレベーター前
- ・中央棟 1階守衛所前
- ・中央棟 3階エレベーター前
- ・35周年記念館 2階学生食堂通路
- ・35周年記念館 アリーナ事務室受付
- ・35周年記念館 トレーニングルーム内
- ・学生センター 1階エレベーターホール横
- ・学生センター 2階トレーニングルーム内
- ・学生センター 4階エレベーターホール横
- ・学生センター 別館エントランスホール奥壁面
- ・グラウンド管理施設内
- ・東門守衛所内
- ・越谷グラウンド  
クラブハウス管理室内
- ・敬和館受付
- ・どく太くんバス内



### 設置形態の一例



## キャンパス・セクシュアル・ハラスメント防止のために 〈キャンパス人権委員会より〉

全ての学生および教職員がお互いに人格を尊重し、快適な環境のもとで勉学、教育・研究、職務を遂行するために、大学においてセクシュアル・ハラスメントは絶対にあってはならないことであり、未然に防止することが重要です。本学では「キャンパス人権委員会」を設け、相談員を配置し学生や教職員の相談に応じ、またセクシュアル・ハラスメント行為防止の啓発活動を行っています。

### Q セクシュアル・ハラスメントの被害を受けたら、まず何をすべきですか？

**A** ひとりで悩んでいても決して良い結果は出ません。キャンパス人権委員に連絡をとってください。どの委員に連絡をとってもかまいません。直接会うか、電話、メール、手紙を利用してください。学生課、カウンセリングセンターも相談を受け付けます。

### Q どのような救済措置がとられるのですか？ またプライバシーは守られますか？

**A** キャンパス人権委員が相談を受け付け、助言をしながら、人権委員会において最善の解決策を探ります。被害の状況によっては、学長は行為者に対し、厳正な処分を講じます。なお、相談等を受ける際、相談内容等において、個人のプライバシーを厳守します。

キャンパス人権委員会委員		E-mail:jinken@ml.dokkyo.ac.jp	
氏名	所属	研究室/事務室 電話番号	メールアドレス
上野 直子	外国語学部教員	048-943-1185	naoueno70@dokkyo.ac.jp
岡田 順太	法学部教員	048-942-6067	junta@dokkyo.ac.jp
齋藤 哲	国際教養学部教員	048-946-1743	k09015@dokkyo.ac.jp
高松 和幸	経済学部教員	048-942-8167	ktakamat@dokkyo.ac.jp
徳永 光	法学部教員	048-946-1759	hkr-tokunaga@dokkyo.ac.jp
高野 一人	教育研究推進課職員	048-946-2033	takano_kazuhiro@stf.dokkyo.ac.jp
野村 高彦	教務課職員	048-946-1664	nomura_takahiko@stf.dokkyo.ac.jp
林 郁恵	図書館事務課職員	048-946-1804	hayashi_kie@stf.dokkyo.ac.jp
若林 美奈子	大学院事務室事務課職員	048-946-1721	wakabayashi_minako@stf.dokkyo.ac.jp

※50音順。変更がある場合は、その都度ホームページでお知らせします。  
 ※「キャンパス・セクシュアル・ハラスメント相談ガイド」リーフレットを配布していますのでご覧ください。

セクシュアル・ハラスメント防止に関するホームページ  
<https://www.dokkyo.ac.jp/about/compliance/harassment>